

Partner

パートナー Vol. 59 2024.3 蕨市

パートナーとは…

女性と男性が共に明るい地域社会を築き上げようという意味と、市民の皆さんと市が共に手をたずさえていこうという願いが込められています。

特集

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について知ろう



誰もが個性と能力を発揮して自分らしく活躍できる社会の実現は昨今における重要課題の一つです。令和5年6月にはLGBT理解増進法（※）が施行され、多様性を認め合う社会づくりが進んでいます。

パートナーシップ届出制度とは？

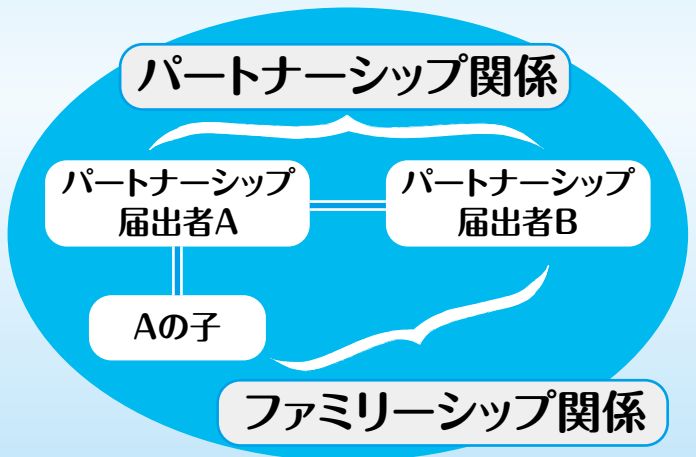
日本の法律では、同性同士の婚姻が認められていません。そこで、自治体がLGBTQ等性的少数者に対して「結婚に相当する関係」と独自に証明し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするために制度が運用されています。

届出をすると例えばこんなことができるようになります。

- ・パートナーの病状説明を家族として聞くこと
- ・公営住宅に家族として申し込むこと
- ・住民票の続柄の変更

ファミリーシップ届出制度とは？

パートナーシップの届け出を行う際に、どちらかに子ども等の家族がいる場合、パートナーシップの関係の二人と、自治体が証明書等を発行する制度です。



※ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

Contents

P2-P5	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について	・制度概要 ・届出について	・LGBTQについて知ろう
P6	令和5年度男女共同参画作品募集事業「ひとコマフレーズ」結果発表		
P7	インフォメーション		
P8	DV相談について		

制度がなぜ必要なのか



性的少数者の割合は、埼玉県が実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」では、県内人口の3.3%という結果が出ています。これは蕨市において、約2,500人が相当することになります。

こうした性的少数者は生活の中で、偏見や周囲の理解不足によって、様々な困難に直面しています。例えば現在、日本の法律では、同性婚が認められていないので、家族と認められずに、パートナーが入院した際に病状説明を受けることができないことや、住宅に世帯として入居することが認められないとがあります。そのような方の困難が少しでも是正され、生活しやすくなるようにするため、自治体がパートナーであることを証明する制度が必要です。

パートナーシップ制度は2015年に東京都渋谷区・世田谷区で始まり、埼玉県においては現在、58市町村が導入しています(※)。

※ 令和5年11月1日現在。58市町村のうちファミリースイッチ制度も実施しているのは30自治体。

性的少数者が抱える困難の例

<p>子供・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で「男のくせに」「気持ち悪い」「ホモ」「おかま」「レス」などと侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷つけられた ・性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」と言われ、何も言い返すことができなかった
<p>就労</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動の際、結婚などの話題から性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた ・職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず昇進・昇格できなかった
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった ・医療機関の受付では戸籍上の名前と呼ばれるため、受診しづらくなった
<p>公共サービス・社会保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けの施設において、男女分けて施設が運営されているため、性別違和を抱える当事者の意向を伝えても考慮されず、戸籍の性で分類され、精神的な負担が大きかった ・同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された



(出所) 参議院常任委員会調査室・特別調査室「LGBTの現状と課題—性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き—」LGBT法連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第2版)」(平27.9.2) <http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf>を基に筆者作成

性の多様性について知ろう

これまで、何度もLGBTや性的少数者という表現を使ってきました。昨今では頻繁に聞くようになった言葉で、性的少数者を表す総称ですが、性的少数者は性自認と性的指向という要素によって、いくつもの種類に分かれています。

性的指向による例	L レズビアン	性自認が女性で女性を好きになる人
	G ゲイ	性自認が男性で男性を好きになる人
	B バイセクシュアル	女性も男性も両方好きになる人
性自認による例	T トランスジェンダー	生物学的な性と性自認が異なる人

性的指向 好きになる性

性自認 こころの性

さらに、性自認や性的指向が明確ではない場合、**Q**と表現されることもあります

多様な性のあり方 (一例)	3つの性の要素 ※ここに示したのは一例で、個人によって大きく異なります。		
3つの要素の組合わせで性は大きく変わります	生物学的な性 (からだの性)	性自認 (心の性)	性的指向 (好きになる性)
レズビアン <i>Lesbian</i>	女性	女性	女性
ゲイ <i>Gay</i>	男性	男性	男性
バイセクシュアル <i>Bisexual</i>	男性もしくは女性	関係なし	男性と女性
トランスジェンダー <i>Transgender</i>	男性 女性	女性 男性	関係なし
クエスチョニング <i>Questioning</i>	男性 or 女性	?	?
ヘテロセクシュアル <i>Heterosexual</i>	男性 女性	男性 女性	女性 男性

カミングアウトと アウティング

これまで公にしていなかった自分の性的指向や性自認を本人が表明することを「カミングアウト」といいます。もし、あなたがカミングアウトなどの相談を受けた場合、それはあなたが信頼されていることの証です。その思いを真摯に受け止めることが大切です。同時に、本人の同意がない限り、絶対に口外しないでください。

一方で、本人が公にしていなかったことを他人が暴露することを「アウティング」といいます。性的指向や性自認は非常に繊細な個人情報で、慎重に対応する必要があります。アウティングによって、本人が学校や職場、地域で居場所をなくしたり、命を落とすケースもあります。決して行わないでください。



パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

蕨市では、令和5年7月よりパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始しました。このことにより、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」における基本理念である「性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」に近づきました。

届出を行うことができる方

・パートナーシップ

- 1 届出日において、双方が成人に達していること。
- 2 市内在住または3か月以内に蕨市へ転入予定の方
- 3 お互いが近親者（※1）でないこと。（※2）
- 4 配偶者（※3）がいないこと。
- 5 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

・ファミリーシップ

- 1 パートナーシップ届出者の双方又は一方の子（養子を含む）や親（養親を含む）等であること。
- 2 パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であること。

- ※1 直系血族、二親等以内の傍系血族、直系姻族
- ※2 養子縁組によって近親者となった者を除く
- ※3 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む

届出の流れ

1. 事前予約

届出を希望する日の1か月前から7日前までに電話、ファクス、メール、電子申請にて届け出日を予約してください。

電話 048(433)7745

FAX 048(420)8028

メール siminsit@city.warabi.saitama.jp

担当 市民協働課



メールアドレスの
二次元バーコード
はこちらから



電子申請予約フォーム
上記の二次元バーコード
はこちらから

2. 届出

・日時は月曜から金曜（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

・原則、個室で対応

3. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

・窓口または郵送での交付



様式第5号（表）(別添付)

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

届出者			
氏名	性別	生年月日	印
住所	〒	市	区
支庁	町	丁目	番
番	号	号	号
ファミリーシップ対象者			
氏名	性別	生年月日	印
住所	〒	市	区
支庁	町	丁目	番
番	号	号	号

届出受理証明書

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。

(本人) _____ 様 (パートナー) _____ 様

年 月 日生 年 月 日生

蕨市長 _____ 印

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。

受理証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいませようお願いします。

この制度を利用する方の性の在り方（性自認、性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく第三者に口外することはできません。

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）

(本人) _____ 様 (パートナー) _____ 様

ファミリーシップ対象者

_____ 様

年 月 日生 年 月 日生

届出受理証明カード

●性的少数者に関する調査●

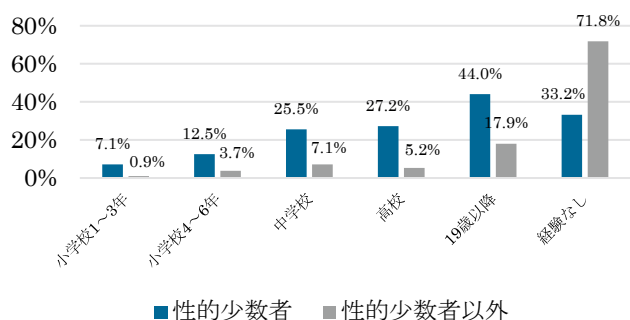
埼玉県は、カミングアウトしていない人を含めたLGBTQが直面する困難等を詳細に明らかにするため、18歳から64歳までの埼玉県民を対象に調査をしました。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/2020lgbtqchousa.html>)

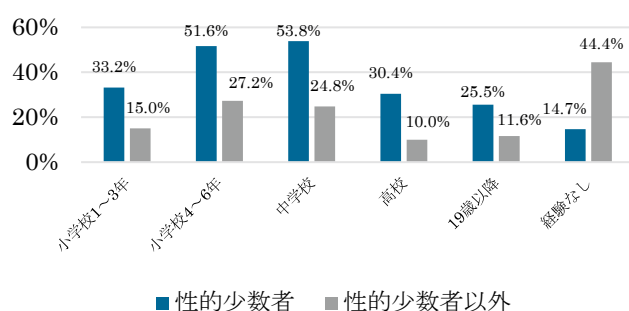
※グラフは調査結果をもとに蕨市が作成



精神的に追い込まれた時期

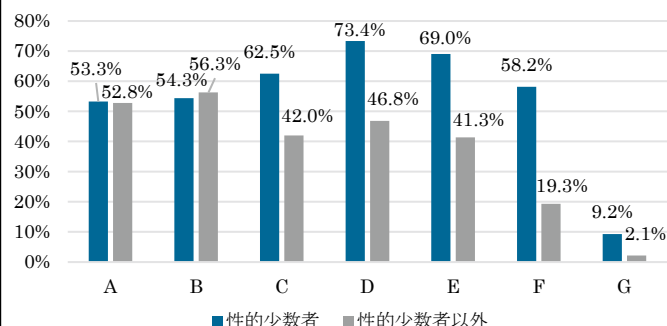


不快な冗談、からかいを受けた時期



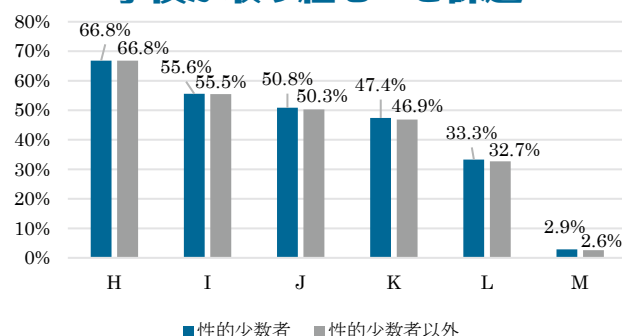
性的少数者の方は「自死を考えた」、「生きる価値が無くなった」、「家に引きこもった」経験や、不快な冗談、からかいを受けた経験が少数者以外の方と比べて顕著に高くなっています。

行政が取り組むべき課題



- A：広報や啓発などの周知・教育
- B：相談窓口の設置
- C：福祉・医療・住宅等の施策に性的少数者の視点を取り入れる
- D：パートナーシップ制度等の導入
- E：婚姻に関する民法の改正
- F：差別の解消を目的とした法律の制定
- G：その他

学校が取り組むべき課題



- H：性的マイノリティを含む多様性に関する授業の実施
- I：相談窓口の設置
- J：制服に着用に関すること
- K：性別を問わないトイレの設置や、希望する性別に応じたトイレの利用
- L：希望する通称名や、希望する性別で扱われること
- M：その他

埼玉県LGBTQ県民講座ではLGBTQ（性的マイノリティ）に関する基礎知識や当事者が直面する課題、相談されたときの対応など、当事者の声も交えてわかりやすく解説しています。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/2023lgbtq-kouza/2023kenminkouza.html>)



埼玉県内のパートナーシップ・ファミリーシップ実施状況についても情報がまとめられています。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/partnership-joukyou.html>)



身近な生活の中から、男女共同参画の理解と関心を深めることや家庭での男女共同参画を促進することを目的として、市から提供しました、「料理」や「子育て」などの日常のひとコマのイラストに、男女共同参画に関してのフリーズを入れてご応募いただき、「ひとコマフリーズ」を開催し、46名の方から91作品のご応募いただきました。

ご応募ありがとうございました。

「ひとコマフリーズ」受賞作品

優秀賞

今日はママの「リフレッシュデー」これが夫婦円満の秘訣さ。



【審査員講評】
相手を尊重しあい、新しい意識を感じるメッセージです。

料理の大変さが分かったかな？



簡単にこなしてる風に見えるけど、大間違いだったよ

【審査員講評】
身近な家事でも楽ではないことや、協力することの大切さが伝わる男女共同のテーマにあったとても素晴らしい作品です。

最優秀賞

関東図書株式会社賞

泥汚れは洗濯機では落ちないからね。今日から100%が洗うから思い切り汚しているよ

ママはいつもぼくの服を手でゴシゴシ洗っていて大変そうだから汚さないようにしなきゃ



【審査員講評】
洗濯をしてもらうことへの感謝の気持ちや、分担して行う姿が素敵な作品です。

優秀賞

今日の夕飯何がいい？

ハンバーグ！

オムライス



【審査員講評】
日常的な会話の中で、男性が料理を作ることが自然に表現された良い作品です。

蕨市観光協会賞

行ってらっしゃい。楽しんできてね！



【審査員講評】
相手のことを思いあう温かい気持ちが伝わる作品です。

今日は買い物につきあってくれてありがとう。おかげでたくさん重たいものも買えたわ



今度僕がいなくて大変な時は、ネットに頼んで、宅配してもらえば良いよ。今は色々便利だね。

【審査員講評】
夫婦で力を合える姿も素晴らしいのですが、楽をできる部分は楽をして、もっと二人の時間を作っていただきたいです。

パルシステム埼玉賞

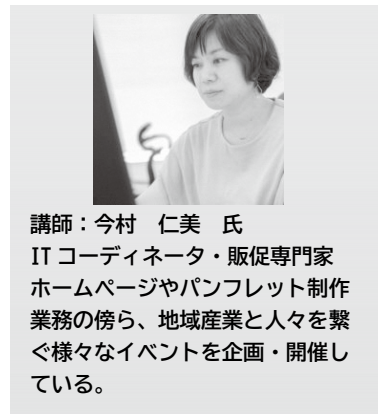


男女共同参画事業 就労支援セミナー

女性のための IT 活用働き方講座

スマホを活用した仕事探しから、自宅で育児や介護をしながら働くことができる「在宅ワーク」について丁寧に解説します！

- ・在宅ワークってどんな仕事があるの？
- ・どんな人材が求められているのか知りたい！
- ・自分のPR方法について知りたい！



●日 時 令和 6 年 3 月 19 日 (火) 14:00~16:00

●会 場 旭町公民館 1階 集会室 蕨市中央1-238

●対 象 蕨市に在住・在勤・在学をされている女性

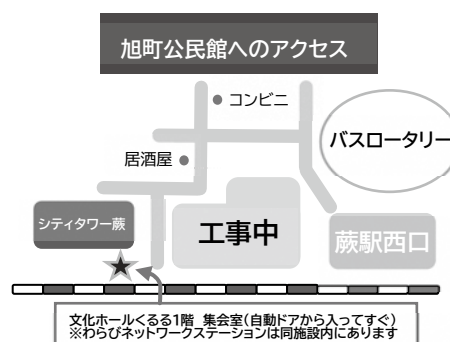
●定 員 20名 (予約制・定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

●参加費 無料

●申込み 電話、メールにて申し込みください

●その他 ①スマートフォンをご持参ください。
(講座に使用します。Wi-Fi 環境はありません。)

②託児はございません。



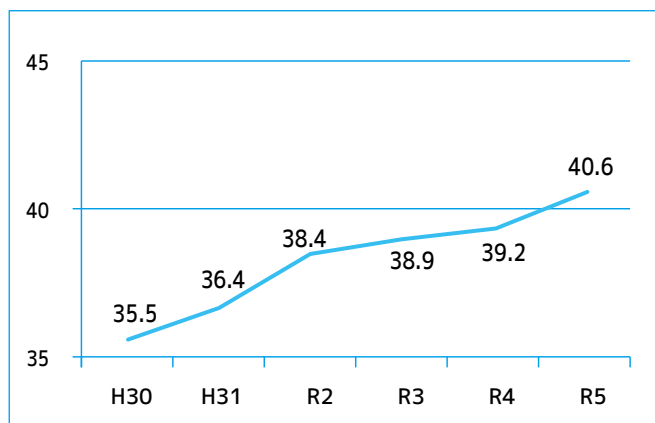
申込み・問い合わせ

市民協働課 TEL048 (433) 7745 メール siminsit@warabi.saitama.jp



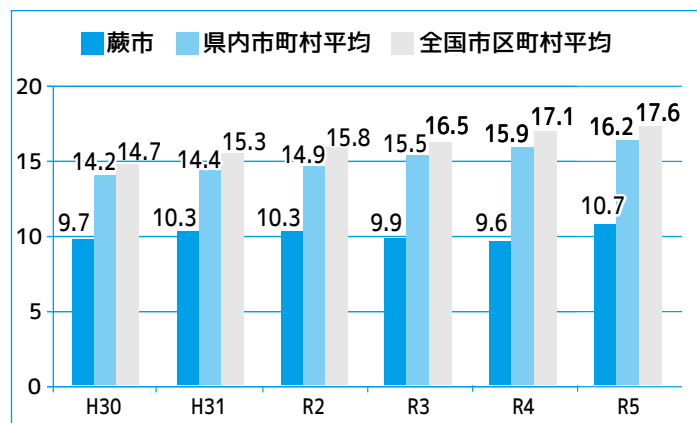
●女性活躍データ●

男女共同参画の進み具合を示す指標に審議会等の女性登用率と地方公共団体の女性管理職の割合があります。蕨市では令和5年度までに40%とすることを目標としています。



審議会の女性委員の登用状況

※ここでいう審議会とは、地方自治法(第202の3)に基づき、法令・条例で設置されている審議会(附属機関)を指します。



地方公共団体の管理職に占める女性の割合(%)

※ここでいう管理職とは本庁の課長及びこれに相当する職以上です。

ご相談ください!

思い当たることはありませんか?
ひとりで悩まないで!!!

DV相談

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談に応じるほか、被害者の自立や支援に必要な情報の提供や関係機関との連絡調整、援助等を行います。予約は不要です。

DVは殴る蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力などがあります。「おかしいな」と感じたら、まずは相談してみませんか?

【蕨市配偶者暴力相談支援センター】

(蕨市市民生活部市民協働課)

Tel048-433-7745

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

※月・火・金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00は、
社会福祉士の資格を持った女性相談員が対応します。

誰にも話せなかった悩み・・・
思い切って話してみませんか?

女性の心と生き方相談

女性フェミニストカウンセラーがあなたの心の整理をお手伝いしながら、一緒に解決の糸口を探していきます。予約制ですので事前にご連絡ください。

- 家族・子育て・介護のこと
- 自分自身のこと
- 仕事のこと
- 近隣との関係のこと
- 性のこと、身体のこと
- その他どんなことでも

相談日:一ヶ月に3回(曜日は決まり次第お知らせします)

時間:午後1時00分～3時50分

相談時間:1人50分

※相談は無料です。※秘密は厳守いたします。

※相談は面談または電話で応じます。

予約・お問合せ 市民協働課 Tel048-433-7745

DV相談+ (プラス)

こちらは国(内閣府)が設置している相談窓口です。電話・メールの相談には24時間対応しています。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

電話相談 0120-279-889

(24時間受付)

メール、チャットによる相談はDV相談+のホームページから行うことができます。(https://soudanplus.jp/)

※チャット相談は12:00～22:00。

男性のための電話相談

WithYouさいたま相談では、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。

- 職場の人間関係のこと
- 家族・夫婦のこと
- DVのこと
- 生き方のこと
- その他どんなことでも

相談日:毎月第1、3日曜日(6月19日、1月1日を除く)

時間:午前11時～午後3時

対象者:埼玉県在住・在勤または在学の男性
(性自認が男性の場合を含む)

※相談は無料です(通話料はかかります)。

※秘密は厳守いたします。

※匿名でお受けします。

相談はこちら Tel048-601-2175

パートナー第59号

(2024年3月1日発行)

企画編集 パートナー編集委員会

(蕨市市民生活部市民協働課)

編集委員 加藤光男 杉山節子 土肥仁美

〒335-8501 蕨市中央5-14-15 電話 048-433-7745

Eメール siminsit@city.warabi.saitama.jp

パートナー59号編集後記について

このパートナー59号は、発行の準備に必要な時間を取らなかつたことから、発行の期日が迫つたため、編集委員の皆様との十分な意見交換が無いまま発行され、編集委員の皆様のご意見を取り入れることができませんでした。

そのような中で編集後記につきましても、市が作成したもので委員の意見ではないと、編集委員の杉山様・土肥様よりご指摘を受け、掲載を控えさせていただきます。編集委員の皆様ならびに市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。また、今後は編集委員の皆様と綿密な編集会議を開催し、男女共同参画の推進に役立てられるような啓発紙を作っている所存です。

パートナー編集委員募集 一緒に楽しく男女共同参画を学びながら、パートナーの編集をしてみませんか。